

ウールマーク品質基準

品質基準 F-6 : 2016

ウール繊維の品質

この品質基準は、国際羊毛機構（IWTO）規則 8（「Super S」記述に関連する生地ラベリング実施コード）および関連図書とともに用いる。Super S 計画は、IWTO によって所有・登録されており、ザ・ウールマーク・カンパニーによって管理される。本品質基準はウールマークラベルとともに用いる Super S 生地表現方法を規定する。

製品

- 「ウール繊維の品質」（IWTO の「Super S」実施コードで定義される区分を使用する）表示は、この品質基準および関連するウールマーク製品品質基準に記載された条件を満たすすべてのウールマークブランドの織物または編物アパレル製品（フルファッション衣類を含む）、染色手編糸、または生地に適用される。
- 「ウール繊維の品質」表示（「Super S」区分を使用する）は、最高 5% の飾り糸を含む新毛 100% から製造される製品で使用される。
- 認められる繊維品質表示、繊維混用率制限、上記および下記の表に記載された条件は、IWTO によって採用されたものである（IWTO 規則 8 を参照）。IWTO 規則および/または実施コードに変更があった場合は、この品質基準の該当する部分に即時反映される。

SUPER S

「ウール繊維の品質」条件

製品は、すべてのウールマーク品質基準（ウールマーク製品品質基準「AW-1：織り、パイル織り、圧縮フェルト製品」、「AK-1：ニットアパレル製品」、「SF-1：編物」、「SF-2：織り、パイル織り、圧縮フェルト製品」、または「SY-1：糸」を参照）を満たさなければならない。

Super S 表示	試験方法	要件
羊毛混用率	TM155	製品は、最新版の IWTO 規則 8 の要件を満たさなければならない。
最大平均繊維直径	IWTO-08 (射影顕微鏡)	最新版の IWTO 「Super S」 実施コードおよび IWTO-08 に規定

注

- 2013年7月1日現在の「Super S」区分は、本品質基準の付録として添付されている。IWTO がこれらの区分を変更した場合、その変更は本品質基準に含まれる製品にも適用されるものと見なされる。
- 「Super 250s」より大きな品質番号に関連する表示は認められない。「Super 80s」より小さな品質番号に関連する表示は認められない。
- 織物および編物製品では、IWTO 実施コードに記載された試料採取方法を使用する。
- 繊維の品質（「Super S」）区分は、IWTO 実施コードに記載された測定方法を使用して、平均羊毛繊維直径要件に基づき、特定の製品に割り当てられる。
- 繊維直径要件は、最終製品段階で適用される。平均羊毛繊維直径は、繊維加工時における微細繊維の選択的喪失のために大きくなることがある。特定の環境でどこまでの変化が起こるかは分かっていないが、最終製品要件を満たすには、原料段階で最終製品に関連する最小値より直径が約 0.5~1.0 μm 小さい羊毛を選ぶことを推奨する。
- 特定の品質管理がその製品品質に割り当てられた初期区分を引き続き満たすよう、品質管理試験を実施する際には、測定許容範囲は認められない。

付録

表 1 : IWTO が規定する「Super S」区分の平均繊維直径の限度

Super S 表示	最大平均繊維直径 (μm)
Super 80s	19.75
Super 90s	19.25
Super 100s	18.75
Super 110s	18.25
Super 120s	17.75
Super 130s	17.25
Super 140s	16.75
Super 150s	16.25
Super 160s	15.75
Super 170s	15.25
Super 180s	14.75
Super 190s	14.25
Super 200s	13.75
Super 210s	13.25
Super 220s	12.75
Super 230s	12.25
Super 240s	11.75
Super 250s	11.25

出典：「Super S」記述に関連する生地ラベリング実施コードに関する IWTO 規則（2013 年 7 月 1 日現在）